「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について

令和５（2023）年4月から従業員が1000人を超える企業は、男性の育児休業等の取得率の公表が義務づけられます。

これにあわせて、任意で「育児休業平均取得日数」なども両立支援のひろばで公表して、ぜひ自社の実績をPRしてください。

公表例

両立支援のひろばの**「育児休業等の取得の状況に関する備考」**欄に次のように入力してください。（「20XX年x月～20xx年x月」は、各社の事業（会計）年度です。）

例１）育児休業平均取得日数：男性 xx日、女性 xx日（20XX年x月～20xx年x月生まれの子の1歳までの実績）

例２）　〃　（20XX年x月～20xx年x月生まれの子の2歳までの実績）

例３）　〃　（20XX年x月～20xx年x月の復職者の実績）

計算例

育児休業平均取得日数の計算方法にきまりはありませんが、計算例を紹介しますので参考にしてください（計算例の事業年度とは、各社の事業（会計）年度です。）。

計算例①

＜子どもが１歳までの平均育児休業取得日数＞

公表前々事業年度に出生した子の１歳までの合計育児休業取得日数（日）　÷　当該育児休業取得人数（人）＝　平均取得日数（日）（小数点第1位以下切り捨て）

公表事業年度の前々事業年度中に子どもが生まれ、出生後１年以内に育児休業を取得した労働者について計算してください。例えば2023年度に公表を行う場合、2021年度に子どもが生まれた労働者について、当該子が１歳になるまでに取得した育児休業が対象となります。

計算例②

＜子どもが２歳までの平均育児休業取得日数＞

公表３事業年度前に出生した子の２歳までの合計育児休業取得日数（日）　÷　当該育児休業取得人数（人）＝　平均取得日数（日）（小数点第1位以下切り捨て）

公表事業年度の３事業年度前の事業年度に子どもが生まれ、出生後２年以内に育児休業を取得した労働者について計算してください。例えば2023年度に公表を行う場合、2020年度に子どもが生まれた労働者について、当該子が２歳になるまでに取得した育児休業が対象となります。

計算例③

＜公表前事業年度に復職した労働者の平均育児休業取得日数＞

公表前事業年度に復職した労働者の合計育児休業取得日数（日）　÷　当該育児休業取得人数（人）＝　平均取得日数（日）（小数点第1位以下切り捨て）

公表前事業年度に育児休業を終了し復職した労働者について計算してください。例えば2023年度に公表を行う場合、2022年度に復職した労働者が取得した育児休業が対象となります。